2　政令第九条の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　政令第九条の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第二項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二　適格分割等（政令第九条の七第八項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

［三　略］

四　政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五　政令第九条の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度の同条第七項に規定する道府県民税の控除余裕額（第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号において「道府県民税の控除余裕額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［六　略］

3　政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　政令第九条の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

［二・三　略］

四　政令第九条の七第二十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十二項各号に定める事業年度の同条第十九項に規定する控除未済外国法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［五　略］

4　政令第九条の七第二十九項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第三十八項の規定による控除をしようとする事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第九条の七第二項又は第七項　控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（第十条の二の六第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除

2　政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　政令第九条の七第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第九項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二　適格分割等（政令第九条の七第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

［三　同上］

四　政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五　政令第九条の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額（第四項第一号及び第十条の二の六第四項第一号において「道府県民税の控除余裕額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［六　同上］

3　政令第九条の七第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　政令第九条の七第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

［二・三　同上］

四　政令第九条の七第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［五　同上］

4　政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第二十六項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第九条の七第二項又は第八項　控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（第十条の二の六第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度又は各連結